○環境省令第一号

動 物 \mathcal{O} 愛護 及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第八号) 0) 施行に伴い

及び 動 物 の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) の規定に基づき、 動物 \mathcal{O} 愛護及び管

理 に 関 する法律 施 行規 則 \mathcal{O} 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

環境大臣 細野 豪志

動 物 の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動 物 0) 愛護 及び管理に関する法律 施行 |規則 平 成十八年環境省令第一号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項 第四 号 ソリ中 餌さ を 餌 に改 め、 同 条第四 項 E 次 \mathcal{O} 号を加 える。

五 営業時間

第三条第一項中第六号を第七号とし、 第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、 同項第二号中 「及び貸

出 業 (動 物 の貸出しを業として行うことをいう。 以下同じ。) を営もうとする者」 を削 り、 「第八条第 号

から第七号まで」 を 「第八条第一号から第三号まで、 第五号、 第六号及び第九号」 に改め、 同号 0 次に次 \mathcal{O}

一号を加える。

貸 出 業 (動物の貸出しを業として行うことをいう。 以下同じ。)を営もうとする者にあっては、 様

式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、 第八条第二号、 第七号及び第

九号に定める内容に適合していること。

第三条第二項に次の一号を加える。

九 犬又はねこの 餇 養施設は、 他の場所から区分する等の夜間 (午後八時から午前八時までの 間をいう

0 以下同じ。)に当該施設に顧客、 見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること (販

売業、 貸出業又は展示業 (動物の展示を業として行うことをいう。 以下同じ。) を営もうとする者で

あって夜間に営業しようとする者に限る。)。

第五条第四項に次の一号を加える。

六 営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、 夜間に含まれない . もの

第八条中第八号を第十号とし、 同条第七号中「第四号」を「第五号」に、 「第六号」を 「第七号」 に改め

同号に後段として次のように加える。

競 ŋ á 0 せ λ 業者 にあっては、 実施 した競 りに お 1 て売買され た動 物に ついて、 第五号に掲げ る販 売 に

係る契約 時 0 説 明 及び顧客による確認に係る文書の写しを、 販売業者から受け取るとともに、 当該写 しに

係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

第八 条中第七号を第九号とし、 第六号を第七号とし、 同号の・ 次に次の一号を加える。

八

競

ŋ

あ

0

せ

ん業者

(登録を受け

Ź

動

物 \mathcal{O}

売買をしようとする者

 \mathcal{O}

あ

0

せ

んを会場

参を設

け

7

競

りの

方法

に より行うことを業として営む者をいう。 以下同じ。) に あって は 実施 した競 ぬりにお į١ て売買が 行 わ

れ る際に、 販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

第八 条中第五号を第六号とし、 同 条第四号ホ中 · 「給餌」 を 「給餌」 に改め、 同号を同 条第五号とし、 同 条

第三号 0 次 に次 \mathcal{O} ___ 号を加 える。

兀 販 売 業者、 貸出 業 者 反 び 展示業者 (登録を受けて展 示業を営む者をいう。 以 下 同 ľ, にあ っては

犬又はねこの展示を行う場合には、 午前八時 から午後八時までの間において行うこと。

第九 条第一号中 「第三条第一 項第四号イからハまで」 を 「第三条第 一項第五号イからハまで」 に改める。

別 表 保管 (飼 養施設を有して営む者) 0) 項中 「及び展示」 を 展示 及び動物 を譲り受けてその 飼養を行

うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)」 に改

め、同表展示の項の次に次のように加える。

動物の売買をしよう	販売及び動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法によ
とする者のあっせん	り行うこと
を会場を設けて競り	
の方法により行うこ	
ک	
動物を譲り受けてそ	販売(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限
の飼養を行うこと(る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、展示及び動物を譲
当該動物を譲り渡し	り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用
た者が当該飼養に要	の全部又は一部を負担する場合に限る。)
する費用の全部又は	
一部を負担する場合	

に限る。

様式第一を次のように改める。

都道府県知事
市
長

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の申請をします。

				記
1	事	業月	かる 名 称	
2	事業	美 所	の所在地	電話番号
				(1)氏名
3	動物	物 取	扱責任者	□実務経験(年、経験場所:) (2)要件 □教 育(教育機関等:) □資 格(団体等:)
4			及業の種別	□販売/□保管/□貸出し/□訓練/□展示 □その他((飼養施設の有無:□有 □無)
	業務 内容 ごびま	۱ ۶	1)業務の具 体的内容	
施 法	iの夫 i	<i>ī</i> (2)実 施 の 方 法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)
	主と	とし (1)哺乳		
う	て取り扱 う動物の 種類及び 数 (3)爬虫類			
7	(1)所 在 地			
- 飼養施設	(2)	①建築構造		□木造/□木造モルタル造/□鉄骨鉄筋コンクリート造/□鉄 筋コンクリート造/□コンクリートブロック造 □その他()
	構	②延床面積		m²
	造③軁		故 地 面 積	m²
施設	及	4	床 面	
設を有する場合)		材質	壁面	
	規模			□ケージ等 (個) □照明設備/□給水設備/□排水設備/□洗浄設備/□消毒設備/□廃棄物の集積設備/□動物の死体の一時保管場所/□餌の保管設備/□清掃設備/□空調設備/□遮光等の設備/□訓練場
	(3)管 理 の 方 法			

8	営業	の開	始年月	月日	(これ	年 月 日 れまでの営業年数: 年)
9 柞	権原の有	七年	①事美	業所	□有	□無
		り有悪	②飼養	施設	□有	□無
			の場所に		(1)氏名	
ż	いて重要事項の説明等 をする職員(事業所の 外で業務を行う場合)				(2)要件	□実務経験(年、経験場所:) □教 育(教育機関等:) □資 格(団体等:)
11	事業	き所ご	`とに	配置	(1)氏名	
		る重要をする	事項の説 職員	の説	(2)要件	□実務経験(年、経験場所:) □教 育(教育機関等:) □資 格(団体等:)
12	営	業	時	間	時か	から 時までの間
13	添	付	書	類	号までに 2条第 1 □ □業務の	事項証明書/□申請者が法第12条第1項第1号から第5に該当しないことを示す書類/□動物取扱責任者が法第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/の実施の方法/□飼養施設の平面図/□飼養施設の付近図/□役員の氏名及び住所/ 他(
14	備			考		

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営 もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。 また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱 数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「14 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
- (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
- (3) 事業所に配置される職員の最低数
- (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
- (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の 業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類に ついてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

都道府県知事 市 長

> 申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1	事業所の名称				
2	事業所の所在地			電話番号	
3	登録年月日	年	月 日		
4	登 録 番 号				
5	動物取扱業の種別	□販売 □保管 □その他(□貸出し)	□訓練 □展示	
6	再交付を申請する理由	□登録証の亡失 □登録証の滅失 □動物の愛護及び管 記載事項の変更		律第14条第2項の届出 年 月	による 日)
7	備考				

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 市 長

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の更新の申請をします。

1 事業所の名称 2 事業所の所在地 電話番号 (1)氏名 3 動物取扱責任者 □実務経験(年、経験場所: (2)要件 育(教育機関等: □教 □資 格(団体等: □販売/□保管/□貸出し/□訓練/□展示/ 4 動物取扱業の種別 □その他((飼養施設の有無:□有 □無) 5 業務 (1)業務の具 の内容 体的内容 及び実 施の方 (2)実 施 の 別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。) 法 方 法 6 主とし (1)哺乳類 て取り扱 う動物の (2)鳥 類 種類及び 数 (3)爬虫類 (1)所 在 地 7 □木造/□木造モルタル造/□鉄骨鉄筋コンクリート造/□鉄 筋コンクリート造/□コンクリートブロック造 ①建築構造 餇 (2)□その他(養 施 構 ②延床面積 m² 設 造 ③敷 地 面 積 m 施 及 4 床 面 設 を てバ 質 壁 面 有 □ケージ等(す 規 個) る □照明設備/□給水設備/□排水設備/□洗浄設備/□消毒設 場 模 ⑤設備の種類 備/□廃棄物の集積設備/□動物の死体の一時保管場所/□餌 の保管設備/□清掃設備/□空調設備/□遮光等の設備/□訓 合 練場 (3)管理の方法

8 営業の開始年月日	年 月 日 (これまでの営業年数: 年)
9 権原の ①事業所	
有無②飼養施設	□有 □無
10 事業所以外の場所にお いて重要事項の説明等	(1)氏名
いて重要事項の説明等 をする職員(事業所の 外で業務を行う場合)	□実務経験(年、経験場所:) (2)要件 □教 育(教育機関等:) □資 格(団体等:)
┃ 11 事業所ごとに配置	(1)氏名
される重要事項の説 明等をする職員	□実務経験(年、経験場所:) (2)要件 □教 育(教育機関等:) □資 格(団体等:)
12 営 業 時 間	時から 時までの間
13 添 付 書 類	□登記事項証明書/□申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/□業務の実施の方法/□飼養施設の平面図/□飼養施設の付近の見取図/□役員の氏名及び住所/□その他()
14 登録番号及び登録 年月日	年 月 日
15 備 考	

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営 もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。 また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱 数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「13 添付書類」欄には、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 事業所に配置される職員の最低数
 - (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 10 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の 業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類に ついてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 11 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

都道府県知事 殿 市 長

> 届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

業務内容·実施方法変更届出書

動物取扱業の業務の内容及び実施の方法を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

					FL.				
1	事 業	所の	名 称						
2	事業	所の所	在地						
3	登 錡	、 年 丿	月日	年	月	日			
4	登	録番	号						
5	動物耳	负扱業⊄	種別	□販売 [□その他(□保管	□貸出し)	□訓練	□展示	
6	ж д	(1)変	更前						
6 #	変更 勺容	(2)変	更後						
7	変更	予定年	月日	年	月	日			
8	変	更 理	由						
9	備		考						

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法を明らかにした書類を 添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 市 長

届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名 事業所の名称・所在地 動物取扱責任者の氏名 主として取り扱う動物の種類及び数 飼養施設の所在地・構造及び規模

役員の氏名・住所

事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員 営業時間 を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

	FL FL					
1	登 録 年	月 日	年 月 日			
2	登録	番号				
3	動物取扱業	の種別	□販売 □保管 □貸出し □訓練 □展示 □その他()			
4	変更内容	(1)変更前				
7	及关门石	(2)変更後				
5	変更年	月 日	年 月 日			
6	変更	理由				
7	添付	書 類	□登記事項証明書/□役員が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/□飼養施設の平面図/□飼養施設の付近の見取図/□その他(
8	備	考				

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4 とすること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十

四年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行

後においても当分の間、 これを取り繕って使用することができる。